

京都市情報公開審査会答申第75号の概要

| | |
|----------|--|
| 答申年月日 | 平成18年9月21日 |
| 請求内容 | 街路樹剪定に係る業務委託設計書 |
| 所管課 | 建設局水と緑環境部緑地管理課 |
| 所管課の決定 | 設計内訳書のうち、「細別」の作業等の単価と、単価表中の資材等の必要数量、単価及び金額並びに各資材等の金額の合計（以下「本件非公開部分」という。）については、条例第7条第6号(事務又は事業遂行情報)に該当するとして非公開とし、その他の部分を公開した。 |
| 所管課の主張 | <p>1 本件非公開部分を公開すると、施工能力や経験等の未熟な業者が、今後、類似業務について、入札価格を容易に算出することが可能となる。このような業者が入札に参加し、契約を余儀なくされる結果、本市の公共事業の質の低下を招き、本市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>2 本件非公開部分を公開すると、入札前に予定価格が推測され、入札参加業者が入札価格の算出に際してこれらの価格を目安にすることで競争が制限されることにより、本市が不当に高額での契約を余儀なくされることが予想され、本市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。</p> |
| 不服申立人の主張 | <p>1 施工能力や経験等は豊富かもしれないが実際には杜撰な仕事をしている業者が入札に参加し、落札しており、公開しても、京都市の公共事業の質の低下を招き、京都市の財産上の利益を不当に害するおそれはない。</p> <p>2 造園業のプロである入札業者は、前年度の入札結果や業者間での情報により、入札予定価格の見当はついており、公開することにより、京都市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは思えない。</p> |
| 審査会の判断 | <p>1 公共工事の質の低下を招くおそれについて</p> <p>(1) 本件非公開部分は、基準書等に基づいて算出しているものであり、入札参加業者にとっても、ある程度の範囲において推測することは可能なものである。</p> <p>(2) 他方、資材価格、労務費等の変動や工法、機械の変更等は、一般的にも、あり得ることであり、施工能力や経験等の未熟な業者であれば、過去に実施した業務の単価、必要数量を公開したところで、類似業務の単価、必要数量を推測することが可能になるのかどうかは疑わしい。</p> <p>(3) また、指名競争入札の場合であれば、指名の際の審査を厳格に行うことによって、業務の施工能力に疑問のある業者を排除することは可能であるし、一般競争入札の場合であっても、落札後の打ち合わせ等の種々の機会を利用して、その能力を見極め、それに応じた監理体制を構築すればよいことである。</p> <p>(4) したがって、本件非公開部分を公開することによって、今後行われる本件業務と類似する業務について、その品質の確保ができなくなるおそれがあると認めることはできない。</p> <p>2 不当に高額での契約を余儀なくされるおそれについて</p> <p>(1) 1(1)と同様の理由により、過去に実施された業務の資材等の単価、必要数量から、それと類似する業務の資材等の単価、必要数量を正確に推測し得るかは必ずしも明らかではない。</p> <p>(2) また、今後行われる類似業務の設計金額を推測し得たととしても、その推測し</p> |

た金額の範囲内で、できる限り低い金額で入札しなければ落札はできない。その入札価格を積算するためには、独自の積算技術、企業努力を要する。

(3) さらに、各業者の有する能力及び実績の違いによって、各業者の入札価格はおのずと異なってくるはずである。

(4) したがって、本件非公開部分を公開することによって、今後行われる本件業務と類似する業務の設計金額が推測されたとしても、直ちに落札価格が高止まりし、実施機関が不当に高額での契約を余儀なくされて、その財産上の利益を不当に害するおそれがあるとはいえない。

3 以上のことから、本件非公開部分について、条例第7条第6号には該当しない。